

変更理由

- 1 利用形態の変化に対応するため、西部地区において、木材取扱施設計画を変更する。
- 2 高規格道路の計画に伴い、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 木材取扱施設計画

利用形態の変化に対応するため、以下の施設を撤去する。

[木材取扱施設計画]

西部地区

(弥富ふ頭)

既設

水深 10m 係船浮標 2基 No. 52、No. 53

2 土地造成及び土地利用計画

高規格道路の計画に伴い、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	用港湾関地連	工業用地	用交通機地能	施危険物取扱地	緑地	用海面処地分	合計
南部地区	(6) 6		(48) 48	(8) 8		(16) 16	(198) 198	(276) 276

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	用港湾関地連	用交流厚地生	工業用地	用都市機地能	用交通機地能	用危険物取扱施設地	緑地	用海面処地分	合計
南部地区	(12) 12	(119) 119		(1675) 1675		(20) 47	(77) 77	(102) 102	(198) 198	(2203) 2230

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。